

KURENAI : Kyoto University Research Information Repository

Title	近代における神話的古代の創造 畝傍山・神武陵・橿原神宮, 三位一体の神武「聖蹟」
Author(s)	高木, 博志
Citation	人文學報, 83: 19-38
Issue Date	2000-03
URL	http://hdl.handle.net/2433/48548
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

近代における神話的古代の創造

— 畝傍山・神武陵・橿原神宮，三位一体の神武「聖蹟」 —

高 木 博 志

はじめに

一 神武陵と神武天皇像

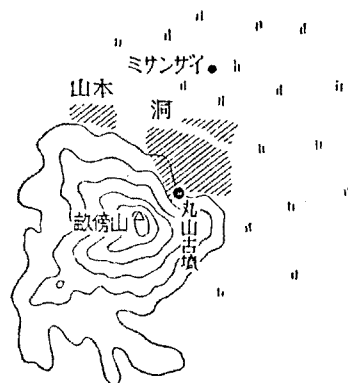
二 畝傍山神苑の形成

むすびにかえて — 紀元二千六百年事業と神武天皇聖蹟調査

はじめに

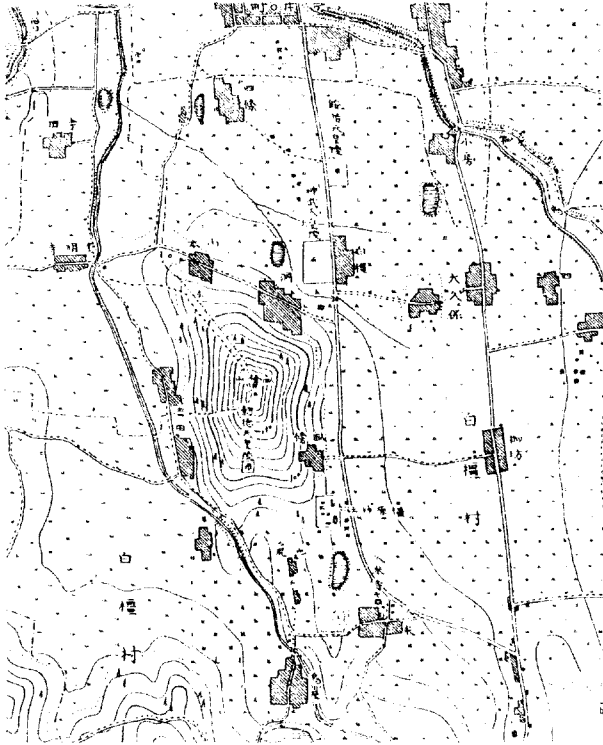
幕末までは、大和国高市郡のたんぼの真ん中に、畝傍山がぼつんとあった。それが文久3年(1863)に畝傍山北東の小字ミサンザイに突如盛り土がされ、円墳の神武天皇陵が築かれる(図1)。1880年代には、畝傍山が皇室の財産として池尻村の神保幽山の民有地が買い上げられ、植樹がなされてゆく。そして1890年(明治23)には橿原神宮が立憲制の出発にあわせて創建される。畝傍山・神武天皇陵・橿原神宮の三位一体の畝傍山山麓は、近代を通じて、神武「聖蹟」として清浄な空間が整備されてゆくのである。ここでは、この畝傍山とその周辺の景観全体が、神武天皇の「聖蹟」として、創り出されてゆく過程を、幕末から、紀元二千六百年(1940年)まで素描したい。図2でいえば、神武天皇陵と橿原神宮を結ぶ畝傍山東麓において、まとまった集落としては、一般村である白橿(字大久保)と畝傍、そして被差別部落である洞が、1890年から紀元2600年事業(1940年)にかけて移転させられる。そして畝傍山とその山麓の神武聖蹟は、古代の歴史時代を彩る、法隆寺・東大寺などの古社寺の美術・文化財と並んで、奈良県では最も重要な神話的古代の場であった。

図1. 神武陵がつくられる前(幕末)の想像図



典拠：鈴木 良「天皇制と部落差別」
『部落』1968年2月号

図2. 橿原神宮創建時の1890年（明治23）ごろの地図



典拠：『明治前期，関西地誌図集成

——1884（明治17）年～1890（明治23）年』

（1989年，柏書房）。

関スル書類」（大7-3F-2）の一節，「神武御陵兆域ヲ眼下ニ見ルノ地位ニアリテ恐懼ニ堪ヘザルコト」を根拠とする（『歴史研究についての聞き取りの方法』，歴史学研究会編『オール・ヒストリーと体験史』1988年，青木書店）。

鈴木の研究では，近代天皇制の神話的核心である聖なる神武陵の創出・整備過程と被差別部落である洞部落の強制移転が鮮やかなコントラストのもとに描かれる。

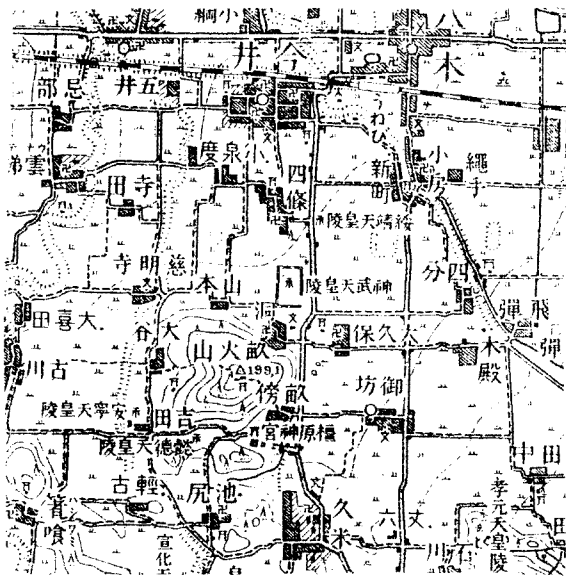
これに対し，私は明治30年代の奈良県庁による橿原神宮の神苑構想を明らかにした（『近代神苑試論』『歴史評論』573号，1998年）。日本で最初の神苑である伊勢神宮の神苑を模範として，橿原神宮の神苑づくりがはじまり，そのなかで洞部落のみならず畝傍・四条・山本などの周辺一般村をも含む，強制移転計画があったことを明らかにした。私の意図は畝傍山とその山麓全体の清浄な景観づくりの解明であり，鈴木のように被差別部落の問題のみに特化できないのではないかという疑問があった。また1880年代以降に，京都御苑，伊勢神宮・熱田神宮神

こうした課題の前提には，鈴木良の一連の部落史の先行研究がある。鈴木は，文久期の神武陵の治定に際して，大和国高市郡において，神武陵が最有力地の丸山ではなくミサンザイに最終的に決定した理由として，丸山に隣接した洞部落への穢観があり，また洞部落を強制移転する時間的余裕がなかった事実を指摘する（『天皇制と部落差別』『部落』1968年2月）。また1917年（大正6）に洞部落が畝傍山山腹から神武陵のさらに北東に強制移転させられた理由を，「神武陵拡張にともなって全部落が強制移転させられた」と結論づける。そして強制移転させられた理由の証明として，『奈良県庁文書』の「白檀村大字洞新部落敷地ニ

苑、皇居とその周辺、そして畝傍山とその山麓といった天皇制にかかわる清浄なる空間・景観が整備されてゆくことが、全体として連鎖・連動しているのではないかという見通しがあった。

また竹末勤からは、やはり洞部落の移転問題の本質は、神武陵を見下ろすことにあり、1898年（明治31）からはじまる、神武陵の兆域拡大と参道の整備が、大正期の移転の前提としてあったという、精緻な実証的批判がなされた（竹末勤「近代天皇制と陵墓問題」『部落問題研究』149号、1999年12月）。しかし実は注目すべきと私が思うのは、はからずも竹末が紹介した奈良国立文化財研究所所蔵の『奈良県庁文書』に現われる、神武陵の兆域拡大と参道の整備にともなって一般村である大久保の民家が強制移転させられたという史実である⁽¹⁾。神武陵の東南の陵域整備の必要から1890年に字大久保の民家1戸が、兆域拡大と参道の整備にともない1901

図3. 1908年（明治41）特別大演習地図



典拠：『明治四十一年近畿地方特別大演習関係書類』

奈良県立奈良図書館，510-89。

の北側にある字畝傍の集落である。こうした問題の分析は従来の部落史研究からはぬけ落ちていた。

奈良県庁文書の「大正十四年、橿原神宮ニ関スル一件」（大14-2B-9）のなかに、「帝国陸地測量部編製畝傍附近ノ図（二万分ノ一）写」（1910年発行の地図に加筆したもの）がつけり込まれている。それによると畝傍山北東山麓は「畝傍山東北陵拡張区域」として青色で塗られ、畝傍山南東山麓は「橿原神宮拡張境内区域」として黄緑色で塗られる。両者は、それぞれ

年に字大久保の民家6戸の買収、移転がなされるのである。それらは図2でいえば、神武陵の東側に隣接する白檀（字大久保）の民家である。被差別部落である洞部落の移転に数十年先行し、すでに明治中期に一般村である字大久保の民家が強制移転させられているのである。そして1915年（大正4年）には、橿原神宮の拡張にともない一般村の畝傍・久米・四條の10家の家屋が、さらに紀元二千六百年事業にともなって1930年代には畝傍・久米の約540戸の大集落が強制移転させられる。この間、もっとも大規模な移転の対象になったのは、図3における橿原神宮

神武陵拡張とその景観の問題、橿原神宮とその景観の問題として、展開してきたことになる^②。そして畝傍山山麓の神苑化は、宮内省を政策主体とする北東山麓と、橿原神宮を政策主体とする南東山麓の両者からはじまるが、土地の買収やそのための地域との交渉などの実務は奈良県とその指示のもと、郡や町村が行なった。洞部落の移転においても、移転の交渉をした奈良県や高市郡関係者の「功劳」が顕彰されている（「大正七年、御料地一件、知事官房」『奈良県庁文書』大7-1-2）。またすでに明治期から山麓東側全体の「神苑化」が奈良県や橿原神宮、民間で立案され、課題となっており、大正期以降、神武陵と橿原神宮をつなぐ、陵道の問題や、両者のあいだの集落である字畝傍の移転問題が日程にのぼり、最終的には紀元二千六百年事業の中で、畝傍山麓の神武陵と橿原神宮の拡張事業は、一つの神苑として完成してゆくことになる。

以上の研究史を踏まえて、畝傍山・神武陵・橿原神宮、三位一体の神武「聖蹟」形成というダイナミズムのもとに、神話的古代が近代にもつ意味に迫りたい。今回は主に「奈良県庁文書」サイドの史料に限られ、宮内省サイドの史料に肉薄できなかったことから、今後の見通しを示す試論としたい。

一 神武陵と神武天皇像

神武天皇をめぐる畝傍山の「聖蹟」が創り出される背景には、明治維新の理念である神武創業を視覚化し、その地に国民の崇敬を集め、参加・動員をはかる意図があった。近世までの朝廷の始祖は、強いていえば平安京に遷都した桓武天皇であったり、さかのぼっては天智天皇であったし、また改革としては、王政復古の号令をめぐる議論のように建武の中興が思い出されることもあった。

たとえば、10世紀の『延喜式』以降、天智天皇を「始祖」視していたし、近世宮中のお黒戸から引き継がれた泉涌寺霊明殿の位牌は、「天智天皇とその子孫の光仁・桓武以後の天皇たちだけ」に限られている（岡田精司「前近代の皇室祖先祭祀」、日本史研究会ほか編『「陵墓」からみた日本史』1995年、青木書店）。王政復古後においても慶応4年（1868）1月の明治天皇元服奉告使が、神武天皇陵に先立って、天智・光格・仁孝・孝明の四天皇陵に発遣されるし、同年8月の即位式にも神宮・神武・天智ならびに前帝三代の山陵に奉告使が発遣され、慶応4年段階においても天智陵が重視されている（安田浩「近代天皇制における陵墓の観念」『シンポジウム「日本の古墳と天皇陵」』1998年12月12日）。また後醍醐天皇についていえば、文久2年（1862年）11月に文久修陵の先駆けとして、神武陵より前に、後醍醐天皇陵を修補している。後醍醐天皇陵が鳴動し、鳥居・瑞籬などが顛倒、破損し、孝明天皇が山陵奉行戸田忠至に修理させている（『孝明天皇紀』文久2年11月13日条。この点、飛鳥井雅道『明治大帝』1989年、

筑摩書房が指摘)。

18世紀の本居宣長以来の国学や水戸学による記紀神話の発見は、閉じたサークルのなかでの思想であったのに対し、文久期には朝廷のヘゲモニーのもとに、神武創業の理念は神武天皇陵を核とした御陵修補の運動として政策化する⁽³⁾。

明治維新期の朝廷においては、武家の文化や大陸から来た仏教を否定し、古代を理想とする政治文化として、神武創業の理念が大きく花開く。それは皇祖皇宗や万世一系といった天皇にまつわる観念の成立と不可分であったのだ。

文久2年(1862)10月14日、宇都宮藩家老戸田忠至などが中心となり、公武合体運動のなかで山陵修補が開始される。翌年の2月17日には、高市郡ミサンザイ(神武田)が神武陵と決定される。ここで興味深いのは、蒲生君平・本居宣長らも主張し、「古事記」・「日本書紀」の訓話学によると最有力候補地であった畝傍山腹の丸山に比定するのではなく、畝傍山の北東のミサンザイに神武陵が決まった経緯である(図1)。

問題となるのは、神武陵の候補地の丸山が被差別部落である洞に隣接していたことである。鈴木良が採集した言い伝えによると、神武陵探索の勅使を迎えるのに、200余戸の部落を「ムシロ」で囲い、部落の上手に一夜づくりの新道をつくったという(「天皇制と部落差別」)。また陵墓の治定(決定)に発言力をもった国学者の谷森善臣は、朝廷に提出した「神武天皇御陵考」(『谷森家旧蔵関係史料』上、宮内庁書陵部所蔵、谷函249号)のなかで、

然るに洞村之穢多治兵衛と申者、威靈なる地之由虚言申者有之ニ付き、
近年神武帝殯殿之跡抔と申立候儀も出来候得共難心得儀ニ御座候

「洞村の穢多治兵衛」という者が、丸山を「威靈なる地」であると虚言していると、治定にもっとも影響力のあった谷森は非難している。最有力地の丸山は、洞部落に隣接するゆえに、排除されたのである。

かくしてミサンザイ説を唱える津藩の国学者北浦定政と、丸山説の谷森善臣の両者の意見が朝廷に提出され、勅裁でミサンザイに決定する。

神武天皇御陵之儀神武田之方ニ御治定被仰出候事

尤丸山之方も麓末ニ不相成様被仰出候事

右二月十七日夜御達

2月17日夜に、神武天皇陵は神武田(ミサンザイ)の方に治定されたが、丸山の方も麓末にならないようにと、天皇は達している(『谷森家旧蔵関係史料』同上)。

堀田啓一によると、文久3年の5月にはじまり12月に完成した神武天皇陵は、当時、ひとつの天皇陵の修陵費予算の平均が555両という見積りみのなかで、約30倍の15062両余もかけて円墳が築造されたという。まさに神武天皇陵こそが、文久の御陵修補の中心であったのだ(「江戸時代「山陵」の搜索と修補について」『考古学研究』81号、1974年)。

しかしいまだ始祖を神武天皇とすることについては、朝廷全体の合意を得られたわけではなかった。慶応3年（1868）12月の王政復古の大号令の内容を検討する議論のなかでは、中山忠能・三条実美・中御門経之らの公家は建武中興の制度を参考にすべきとの意見であった。一方、岩倉具視は、王政復古は玉松操の意見に依った。

王政復古ハ務メテ度量ヲ宏クシ、規模ヲ大ニセンコトヲ要ス、故ニ官職制度ヲ建定センニハ、当サニ神武帝ノ肇基ニ原ツキ寰宇ノ統一ヲ図リ、万機ノ維新ニ従フヲ以テ規準ト為スヘシ（『岩倉公実記』中巻）

この神武創業を理念としすべてにわたる維新を行なうべきとの玉松操の意見が入れられた。

こうして政治理念としても、慶応3年12月の王政復古の沙汰書において「諸事神武創業之始ニ原キ」と宣言される。

明治4年9月の「服制改革の詔（尚武国体樹立の詔）」は、「天子親ラ之ガ元帥ト為リ、衆庶以テ其風ヲ仰グ。神武創業、神功征韓ノ如キ、決テ今日ノ風姿ニアラズ」とする。眉を剃りおしろいを塗った、軟弱で女性的な明治天皇は、一転して、元帥として、ひげをはやし洋服を着た軍人へと生まれ変わってゆく。東征する神武天皇のイメージの生成と、明治天皇がヨーロッパの軍人君主へと転換する過程は、パラレルである（日本近代思想大系『天皇と華族』1988年、岩波書店）。

時代は下がるが、図4の大和国十市郡多社所蔵の神像をもとにした「神武天皇御神像」は、1881年（明治14）1月に出版されたものである。これは神武天皇自らが製作したと説明される、近世の民間信仰を伝える有徳の神像である。それに対し1888年（明治21）の「神武天皇討夷之図」（田村米造画、図5）は、金鷄に導かれ長髓彦^{ながすねひこ}を討つ武人神武である。そしてこの時代の歴史画がそうであるように、その衣装、ひげといいヨーロッパ的で凛々しい。それは明治天皇の御真影の姿とも重なってくる。このように社会のレベルでは、若干遅れるが1880年代には、明治天皇と神武天皇のイメージは武人として語られるようになる。

また奈良で古代文化を顕彰する契機となる1877年（明治10）の大和行幸においても、武人である神武天皇の陵墓への祈願と、結果的に西南戦争への牽制は関連していたと思われる。『明

図4. 神武天皇御神像（1881年）



典拠：『橿原神宮史』別巻，1982年。

『治天皇紀』には2月11日の紀元節祭典、および孝明天皇十年式年祭を主とするセレモニーが大和行幸の目的である旨が記される。それに対して奈良の郷土史家藤田祥光が1937年（昭和12）

に示した解釈は示唆に富む。

王政復古之御成功ヲ
皇祖神武天皇御陵ニ
御親告アラセ給ヒ、
西南之叛徒ヲ征討シ
給フ

（『藤田文庫』090—
4—1・1，奈良県
立奈良図書館所蔵）

すなわち、明治維新＝王政復古の成功を神武天皇に報告することと、鹿児島「征討」勝利の祈願である。ここには、明治維新後に武人として立ち現れる神武天皇像と重なる形で軍人明治天皇が、反乱鎮撫への祈願を行なうとの解釈である。もっとも、今井行在所の明治天皇に土方久元が遣わされて、私学校の不穏な情勢が伝えられ、「事変の西南に発」しても、すぐの東京への還幸はないとの



神武天皇討夷之図 1888年

典拠：『橿原神宮史』別巻，1982年。

の決定がなされるのは、紀元節祭典の前日、2月10日のことであった（『明治天皇紀』1877年2月7日，10日条）。ともかく、西郷隆盛挙兵（2月14日）前夜の緊張のなかで、武人である神武天皇の陵墓での親祭がなされたのである。

さて明治初年の神仏分離、神道国教化政策のなかで、陵墓をめぐる観念は180度転換する。慶応4年（1868）閏4月7日の山陵御穢の審議をもって、神武天皇陵をはじめとする天皇陵は、

仏教の死穢の場ではなく、死後の天皇の霊が宿る幽宮として「聖」なる場として、国家によって意味づけられてゆく。あらたに幕末に造成された神武陵に仏教的な死穢観があったとは考えにくい。近世の泉涌寺をはじめ、歴代の陵墓群全体の権威づけと新たな価値の付与は、その頂点としての神武陵の権威を高めることになったであろう。

神武天皇陵をめぐるのは、明治3年(1870)2月11日に神武天皇祭が親祭となり、神祇官から勅使が発遣されるし、1876年3月28日には神武天皇陵祭に儀仗兵歩兵一中隊が付与される。そして1878年3月28日には、陵墓は、宮内省のみの管轄となり、以後、近世の入会山や民有地であったあり方とは隔絶した場となってゆく。

しかしながら明治初期の神武陵は、1890年代以降の橿原神宮が創建されて以降とはあり方が違った。

たとえば1879年(明治12)4月3日の神武天皇祭では、大和国有志が、神武天皇陵前において、春日神社の私祭に準じるかたちで競馬を執行する(「庶務社寺之部旧堺県之分、御陵墓一件書」『大阪府庁文書』宮内庁書陵部、陵函985号)。

奉願候

大和国四大区二小区高市郡大久保村

竹中久次郎始

外三拾四名

神武天皇御祭典四月三日ニ候処、近傍ノ者ト雖本日群集不仕候ニ付、御陵前ニ於競馬執行仕候ハ、万民遠歩之苦ヲ不厭ス参拝群参仕候、左候得ハ敬神ノ一廉トモ可連儀ト愚考シ依テ近村近区ノ数名之有志協議之上、当国春日神社私祭之列ニ効ヒ、本日翌日右両日十二時ヨリ五時迄御陵道路百五十間斗リ御拝借ノ上奉納仕度、就テハ雨天日送り、且他エ勸財ケ間敷義ハ勿論奉幣之差闕無之様可仕、依テ費額積書相添え有志総代ヲ以上願候間御許可被成下度奉懇願候 以上

その文言には、神武天皇陵の前で競馬を執行すれば、「万民遠歩之苦ヲ不厭ス、参拝群参」するので、敬神という人民の望みを達することができるとの趣旨である。

翌年の祭典には競馬だけでなく、昼夜の花火が京都伏見連によって奉納される(『大坂日報』1880年3月24日)。

今井の御陵へハ、毎年勅使参向せられ、昨年も競馬の奉納もあり賑はしき御祭典なりしが、今年ハ有名なる山城伏見連より三日四日両日昼夜とも煙花の奉納を為すとて、此節同社連ハ日夜拵へ居る由、そのころに桜花もそろへ綻ろびかけ蝶舞ひ、鶯歌ふ好時節なれば、芳野、初瀬をかけて出かける人も多かるべし

煙花とは芸者の歌舞音曲の意味であるが、ここでは他の年の神武天皇祭の記載からして煙火(花火)の誤植であろう。競馬や花火の奉納を観桜の物見遊山とかねて出かける雰囲気は良く

伝わる。

この年、1880年（明治13）6月7日、宮内卿徳大寺実則は、「神武天皇御陵東御門之儀、自今日々開扉可致、尤人民参拝之者ハ別紙絵図面朱線内へ出入為致不苦候」と達している。1880年度より、神武天皇陵の南側の外柵と内柵の間（絵図朱線内）に、参拝の人々が入れるようにとの達しである（「明治六年中、御陵墓願伺届」『大阪府庁文書』宮内庁書陵部所蔵、陵函985号）。東門の開扉後、神武陵への参拝の人波は絶えず、「人民共不注意ヨリ往々中堤へ昇り踏荒シ候モノモ有之」といった状態なので、陵掌が椅子をおいて取り締まっていたが、さらに、1882年6月20日には番所の建設申請が大阪府よりなされ、翌月には許可されている（「官省指令」『奈良県庁文書』明15-1A-8）。

羽中田岳夫は、地域の信仰の対象として陵墓に神社が建てられている事例をいくつかあげ、近世のありようを示す（前掲「江戸時代における天皇陵と幕府・民衆」）。橿原神宮が建てられる以前の、1880年代の神武陵にはそのような信仰の対象としての山陵という属性が持続していたのではないか。

また1883年4月3日の神武天皇祭では、神武陵前の畝傍教会所で入社式が行なわれるが、排耶論を多く掲載する神道家の雑誌である『朝陽新報』（第229号、1883年4月16日）は、いきいきとその模様を伝える。

其の景状ハ前日より大和を始め大阪、河内、阿波、近江等の国々より千里を遠しとせずして、此の式に預からんと、或ハ旭日章旗きよくじつしやうきを掲げ、或ハ神酒樽を牛車に挽かしめ杯して参集するもの数十隊、早朝より教堂の内外に充満し雑踏一方ならず、午前十一時より祭典並に入社式、八乙女舞、説教等ありて実に盛大なり

1880年代の神武天皇陵は、神聖な天皇陵であると同時に参拝の場、祭典の場でもあり、民衆にとっては物見遊山の場でもあったのだ。そして後者の機能は、1890年代には、新たに設置される橿原神宮に吸収されてゆく。それはちょうど、京都御苑が、明治10年代なかばまで、博覧会や禽獣園などのイベント会場であったのと似ている。

死の直前の岩倉具視が1883年5月25日に桂御所で北垣国道京都府知事らに示した「綱領」では、京都御苑内に「桓武帝ヲ奉祀シ平安神宮ト奉称」する社殿の建設を示す（『岩倉公実記』下巻、998頁）。そこでは平安遷都の10月22日を祭日とし、「府下人民ノ情願ニ任セ能楽、相撲、花火、競馬等」の奉納を許可するという。かつて江戸時代の節分の日に天皇に賽銭をした御千度参りの民衆の記憶をすくい取るように、京都御苑への参拝は民衆の意識をつかんだものであろう⁽⁴⁾。神武陵も京都御苑も、明治10年代半ばまで参拝の対象であったのだ。

岩倉具視の死後、1883年の宮内省京都支庁の設置以後に京都御苑はだんだんと囲い込まれた聖域となってゆき、群集が集う場としては、鴨川の東地域が、建都千百年（1894年）の内国博覧会、平安神宮の創建を契機にその役割を担ってゆくのと、神武陵の場の変化とは構造的には

連関している。

二 畝傍山神苑の形成

1. 畝傍山

近世には芝や肥料を取ったり、自由に入出入りすることができる場であった民有地、ないしは入会山であった畝傍・耳成・天香久山の大和三山は、1891年の皇室御料地化によって、囲い込まれ植樹され、古代万葉の景観が創り出される。

1878年（明治11）6月、堺県は政府に対し大和三山を名勝地として上申している。1880年5月20日に内務卿松方正義から太政大臣三条実美にあてた「大和国畝火山外二山之儀ニ付伺」では、

堺県下大和国高市郡畝火山、天ノ香久山、耳無山ハ大和三山ト唱、国初帝都之地ニシテ神武、綏靖以来御歴代之陵地三山之辺傍ニ現存シ大和第一之勝景ニ有之趣ニ候処、該三山ハ総テ民有地ニ有之候得者、追々樹木伐採漸次開拓等致シ候ニ付テハ上古ノ風致ヲ損傷シ遺憾之趣ヲ以、該三山立木トモ買上之儀堺県ヨリ伺出候ニ付、為取調候処、該三山之儀ハ歴代皇帝之陵地現存候ノミナラス、旧跡名区之部内ニモ列リ居、全国中ニ於テ有名之土地ニ有之候（「明治一三年七月内務省二」『公文録』、国立公文書館所蔵）

とし、官有地への編入を上申する。

1881年度に堺県が作成した「大和三山取調一件」では、この内務省の伺いを受けて、大和三山の土地、樹木を買い、植樹して「古景に復」す必要を説く。買い上げの中心にあったのは、神武創業の地である畝傍山であり、この山は池尻村の元旗本神保幽山の所有であった。その権利関係を奈良県は細かに絵図に落とし、政府が買い上げてゆく⁽⁵⁾。

1890年12月8日には、畝傍山を皇宮地付属地として官有地第一種に編入するのを受けて、畝傍山口神社祠官の大谷景次は、伐採林の窃盗を嚴重に防ぐ、監護人に任命されている（畝傍山口神社文書、161-3-近24-1、天理大学図書館所蔵）。そして1891年5月に政府より畝傍山は名勝地の認可がおりるが、この「名勝地」という指定は、奈良公園と並んで最も早い時期の指定となった。1891年には、帝国憲法下の皇室財産として組み込まれてゆく。

さて畝傍山の植生については、『皇室林野局五十年史』（1939年）では、昭和戦前期においてアカマツの天然林におおわれているとする。そして1916年（大正5）以降、木がまばらな所や、畝傍山北東部の洞部落の地域には、クロマツ、ヒノキ、カシなどを植えてきたとする。そして「山の森厳維持」という風致の問題を第一義にすえる。

この問題は、大正期以降に現われる、神苑の植生をいかにすべきか、あるいは明治神宮外苑の構想いかにめぐる議論とかかわって、ドイツ留学経験を有する本多静六や上原敬二らの近

代造園学の生成と不可分である。

はやくは本多静六が1912年に、社寺風致林は、「社寺の後方と両脇は、一面に木を植ゑて幽翠莊嚴神聖にして所謂神々しき状態」を理想とし、スギ、ヒノキ、カシ、アカマツ、クロマツ等が適当とする（「社寺の風致林に就いて」『神社協会雑誌』164号）。本多と同じく明治神宮外苑の造園に携わり、東京帝国大学で本多の弟子になる上原敬二は、神社は「郷党を愛し国を愛する思想を培ふ源泉」とし、橿原神宮は、熱田神宮、出雲大社、吉野神宮等とともに、歴史的参考として「なつかしみ」を覚える場であるとする（「神社の森林」『神社協会雑誌』198号、1918年）。

この皇室財産である畝傍山をめぐることは、1893年12月14日に、白檀村大字畝傍、吉田、山本、洞、真菅村大字大谷、慈明寺の6か村から、奈良県知事小牧昌業に宛てて「御料地畝傍山落芝御下附願」が出される。願いでは、近世において畝傍山に接続する耕田では、日陰になり土砂が流出し、鳥獣の害があるなどするため、代償として領主である神保幽山から「山林ノ落芝」を貰い受けてきたとする。1887年度の御料地編入後も、「地押調査、山林境堺取調」などで周辺諸村への負担もあるので、山林落柴の下付の存続を訴えている（『橿原市史』史料、第3巻、1986年、この史料は、藤井稔氏に教示頂いた）。また同じ時期と思われるが、同じ6か村から、この地は「柴薪等乏シキ地方」で購入が困難なため、「畝火山名勝地樹木抜伐御下附願」がだされている（畝傍山口神社文書、161-1-近22-1）。近世の入会山としての畝傍山の機能と、近代の国家による囲い込みによる地域との齟齬がうかがえる。

さらに畝傍山山上にあり、住吉大神、神功皇后、豊受大神をまつる畝傍山口神社でも、畝傍山の景観保存が構想される。近世以来、畝傍山口神社は、「妊娠婦女ノ安産起請」を求める信仰の対象であったし、摂津国住吉神社の祈年祭・新嘗祭では、畝傍山口神社の埴土が採集され祭儀に供せられた。同社は、奈良県に向けて、1903年から畝火山住吉講社の認可を求めている。

1907年（明治40）3月18日の畝傍山口神社宮司大谷数栄の「上伸書」では、

抑モ本社ハ神武天皇定鼎ノ聖域タル畝火山頂松樹蔚葱ノ中ニ在リテ北ニハ畝火東北御陵南ニハ官幣大社橿原神宮ヲ始メトシ創業十世間ノ皇陵此ノ四圍ニ在リ、祖国歴史ノ精華、山河靈秀ノ氣鍾マリテ此土ニ在リト謂フベキナリ、是ヲ以テ本社ノ維持保存ハ特ニ留意慎重ヲ加ヘ社殿ヲ修繕シ境内ヲ清浄ニシ以テ本社ノ莊嚴ヲ保タルヘカラザルノミナラズ、延ヒテ聖域ノ風致ヲ優美ニシ、其大観ヲ補ハサル可ラザル儀ト存候、而シテ之ヲ為スニハ、一般神社維持法ノ如キ經費ニテハ及ブベキ儀ニアラズ、若シ此儘ニテ遷移年ヲ過サバ社宇頽廢シ境内荒蕪ニ帰シ由リテ以テ畝火山聖域ノ風致ヲ損スルニ至ルヤ、必然ナリトス、と、論じる（畝傍山口神社文書、161-3-近24-32）。ここでは、畝傍山口神社を有する畝傍山が山麓に神武陵、橿原神宮を擁する聖域であり、「風致」の維持が肝要であるとする。さらに、1890年に畝傍山御料地に組み込まれた境内の枯損木下草などの払い下げ代金の下付を求め

る。明治維新後、財政的に疲弊した多くの社寺は、1890年代以降になると、信者組織の再編と財政改善をめざし、講組織をつくってゆくが、畝傍山口神社の畝火山住吉講社もそうした一環であろう（高木博志『近代天皇制の文化史的研究』1997年、校倉書房）。そこで社の意義づけとして、景観論が付加される。

2. 榎原神宮

畝傍山をめぐる景観の最後の整備が1890年の榎原神宮の創建である。

明治10年代にはすでに榎原神宮創建に向けての動きもあるし、宗教講社としての畝傍教会所の活動もある。

1889年10月16日には、神武天皇の神霊を「奉崇」する畝傍榎原教会本院が認可され、神武天皇陵門前に仮事務所が置かれる。畝傍榎原教会本院は、旧宮津藩主本莊宗武を教長とし、副教長に少教正の川本正胤、そして地域で推進するのは監査主務を勤める権大講義の奥野陣七である。畝傍榎原教会本院の「畝傍榎原教会々則」では、

神武天皇畝傍山東北御陵門前ヨリ畝傍山東南榎原御宮跡ニ鎮坐ス榎原神宮表通りエハ直径八丁南ニ当レリ、則チ畝傍山麓ノ民地ニ拾町歩余ヲ本会々員ヨリ領収スル会費及ビ共有地有志集金ヲ以テ買求メ畝傍公園ト称スル花園ヲ設ケ該公園内エ御歴代天皇御陵真景ニ依リタル遥拝所ヲ築設

するとし、神武陵と榎原神宮をつなぐ「畝傍公園」の構想を示す（榎原神宮関係文書、161-12、近29-3・4、天理大学図書館所蔵）。

さらに権少教正奥野陣七が1893年に発起する榎原神苑会の「規約」では、「儀式館、舞楽館、皇学館、農学館、畝傍徴古館等ヲ設ケ、且神都ヲ清潔美麗ニ」することをうたう。これは1889年に体制が整う、伊勢神宮神苑会の会則の焼き直しである（鳥屋村森川家文書161-1、近22-1、天理大学図書館所蔵）。しかしこうした奥野陣七を中心とする畝傍榎原教会の神符授与や神苑会開設の活動に対して、創建された榎原神宮サイドは牽制している（『榎原神宮史』巻1、266-267、280-285頁）。

今日につながる榎原神宮は、直接的には、1888年2月に奈良県会議員西内成郷が畝傍村の字タカハタケの地を榎原宮址にあてるべきと建言したことがはじまりである⁽⁶⁾。宮内省はこの地を買収し榎原御料地とし、1890年3月には、神武天皇および媛蹈鞬五十鈴媛皇后を祭神とする官幣大社榎原神宮を創建する。京都御所の内侍所と神嘉殿の建て物を神殿として移築する。

ここで畝傍山山麓をめぐる一つの大事件がある。1917年（大正6）に畝傍山東北山腹の洞部落（戸数208戸・人口1054人）が神武陵を見下ろすのがけしからぬということで、さらに東北部にある現在地に強制移転させられたという、鈴木良が掘り起こした事件である。

この事件は天皇制と部落問題を考える上で「聖」と「賤」の鮮やかなコントラストのもとに

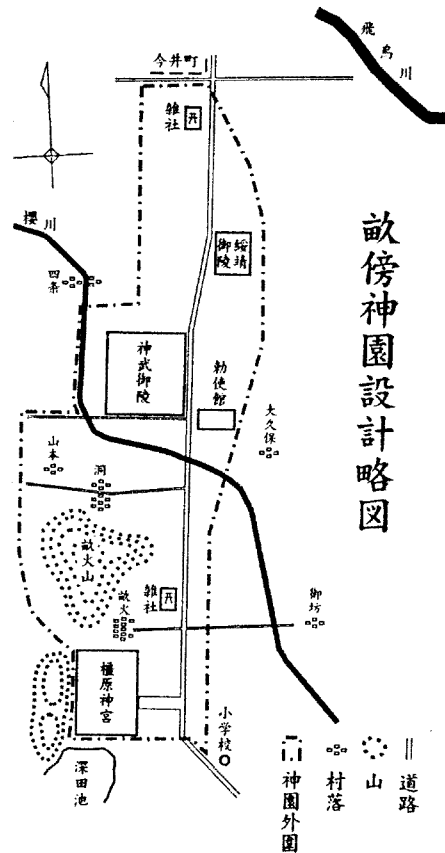
しばしば言及される。しかし私は、洞部落の強制移転問題は、部落問題に特化できないと考えている。ここでは畝傍山麓の景観論として考えたい。

畝傍山の景観論の最たるものは、日清戦争後の奈良県による畝傍神苑計画である。これは、日本で最初に実験的に創り出された伊勢神宮の神苑をモデルとする。モデルとなった伊勢神宮では、立憲制の形成に合わせて、1886～89年に五十鈴橋の向こうにあった仏堂や厩や茶屋、そして僧侶や呪術的な巫女、橋銭を拾う賤民といった猥雑なものをクリアランスする。神厳さをかもす計画的な樹種の選定による植樹が行なわれ、理想の神苑が現出する。この伊勢神宮神苑のモデルをうけて、奈良では図6に示したように、神武陵と橿原神宮を含む神苑域の民家や田地を買い上げ整備しようとする（高木掲「近代神苑試論」）。

この神苑形成については、畝傍山麓で具体化するのは大正期のことである。畝傍山麓で最も早く家屋の移転がなされるのは、「神武天皇御陵東南附属地取括」として、字大久保の岩井徳三郎の宅地29歩が、1890年（明治23）3月に買い上げられる事例である（「明治二十四年、御陵墓地買収一件」『奈良県庁文書』明24-2B-7、奈良県立奈良図書館所蔵）。さらに1901年（明治34）12月に神武天皇の兆域拡大と参道の整備の一環として、神武天皇陵の南に隣接する、一般村である大久保の民家6家（宅地1392坪）が、強制移転させられる。対象となった6家は、生活の困難を訴え、移転費の下附を願い出ている（「明治参拾貳年、神武御陵取括用地買収一件書類」『奈良県庁文書』奈良国立文化財研究所所蔵、288.46-9-1）。ここで注目したいのは、一般村である字大久保（図2では、白檀とされる集落）の、これらの民家の移転が、洞部落の移転に10年以上も先行するという事実である。

1901年4月6日には移転させられる民家6家から請願がなされる。

図6. 畝傍神園設計略図（日清戦争後）



典拠：奈良県庁文書『神苑会関係書類』明22-1B-8、奈良県立奈良図書館所蔵。

家屋移転料ノ義ニ付請願

右請願仕候要旨ハ今般敵火山東北御陵地域御取扱メ相成候ニ付、自分共一同へ退転ノ御達相成、謹テ領承仕候（中略）然ルニ其筋ニ於テ御内定ノ費額ト自分共上伸ノ費額トノ間、頗ル大小アルヤニ拜承仕リ一同恐懼罷在候、自分共ハ皆草野ノ細民些々タル資金ヲ以テ規模狭小ナル業ヲ営ミ、僅カニ生計ヲ保チ居ルモノニ有之、他ニ居住ヲ転シ候義ハ実ニ非常ノ大事件ニテ相当ノ移転費アルニアラザレバ相叶ヒ難ク、万一此移転費予定額ニ達セザルトキハ、或ハ元来僅少ノ資金ヲ更ラニ減耗スル而巳ナラズ、狭少ナル規模ノ営業ヲ更ラニ縮少スルノ外無之、斯クテハ到底生計ヲ保ツ能ハズ一家流離ノ不幸ニモ立至リ候ハンカト競々罷在候（中略）之ヲ要スルニ本件ノ如キ御陵地域拡張ノ為メ、自然住居移転ノ必要ヲ生シタル場合ノ類例ハ、昨明治参拾参年中伊勢大廟ニ於ケル神苑拡張ノタメ西田貞助等数人ノ住居ヲ移転セシメタルモノアリ、彼此対照スルニ最モ好例ト奉存候条一度御取調被成下、先キニ上伸仕候費額御下渡被成下、速カニ移転候様、御詮義被成下度、此段請願仕候也

明治参拾四年四月六日

奈良県高市郡白檀村大久保

竹中吉次良 印

辻本喜三郎 印

安田久松 印

新海梅麿 印

増田惣次郎 印

竹中安松 印

宮内大臣子爵田中光顕殿 ⁽⁷⁾（下線部引用者、以下同じ）

ここで転居の対象となった住民は、伊勢神宮外苑の移転事業の先例をもとに、より良い条件での補償を引き出そうと宮内卿に請願している。伊勢神宮外苑の北御門の以西の、宇仁館、神風館などの旅館は二、三階建てで、「宮域ノ北角ヲ邊圍」する状況で、火災が懸念された。宇仁館（西田周吉）、神風館（西田貞吉）ほか人家14戸が1901年度に移転させられたが、二つの旅館だけで契約金額が4万5千円にものぼった（『神苑会史料』神苑会清算人事務所発行、1911年、473～497頁）。ここでは、大久保村の住民が、皇室にかかわる清浄な空間づくりの「類例」として、伊勢神宮外苑の移転事業をあげている点が、興味深い。

さらに洞部落の移転が、神武天皇陵と被差別部落の問題だけに特化できない理由をあげたい。

1902年（明治35）3月8日に衆議院で可決された、瀧口帰一らが提出した「皇祖神武天皇御陵並檀原神宮御大前及御陵道改修費補助ニ関スル建議案」をみる⁽⁸⁾。この建議案では、神武陵と檀原神宮がセットであることが重要である。その趣旨説明の中には、三大節や春秋大祭のと

きには、「大御前及陵道ノ狭隘」なるために、拝観の老若男女に負傷者が出たり、1900年の皇太子の結婚奉告時には、「道路ノ両側、耕地、宅地ノ別ナク、実ニ充滿」し、雑踏で差し障りがあるとす。さらに、

（神武）御陵ノ彼ノ畝傍山麓ノ高キ処ニ、大字洞又之ニ接続シマスル（樫原）神宮ノ傍ニハ、当時ニ於テ又畝傍ト云フ人家ガ、高ク御陵、神宮等ヲ、瞰下シテ居ル（中略）狭隘ナル道路又不潔醜陋ナル人家ノ移転等ヲ為ス

とある（『衆議院議事速記録』18）。

神武陵と樫原神宮の両者の清浄性の創出のため、畝傍（一般村）と洞（被差別部落）の移転が画される。それは明治20年代以降伊勢神宮・熱田神宮などの神苑を嚆矢として全国の神社に波及する、神苑づくりの連鎖の過程でもある。

3. 1917年（大正6）洞部落の移転

大正期の洞部落の移転問題も、近代史全体の中では、畝傍山山麓の景観問題に含み込まれる。それは神武陵と畝傍山東南山麓という、後から建てられた樫原神宮に先行する幕末以来の課題であった。

まずは鈴木良が「天皇制と部落差別」のなかで紹介した、奈良県庁文書から検討する。「大正九年五月、郡長地方改良講習会ニ於テ事務控書用原稿」と書き込みのある「洞部落移転」という奈良県が作成した文書である（「白樫村大字洞新部落敷地ニ関スル書類」大7-3F-2）。

- 一. 大正六年五月ノ交、同部落ヲ他ニ移転セシメントシ、徐ニ之ヲ懲懲シ始メタリ、此移転ノ理由ハ宮内省方面ニ於テ同部落地域ヲ御料地ニ編入セントノ希望アリタル外
 - 一. 南西ニ畝傍御料林ヲ負ヘルヲ以テ日当リ悪ク主タル部落民ノ生業タル下駄表ノ乾燥ニ困難ナルコト
 - 二. 部落民ノ多数ハ貧困ニシテ雑然タル矮屋ニ住シ衛生上住宅改善ノ必要アリタルコト
 - 三. 多少ノ土地家屋ヲ所有セルモノモ概ネ負債ノ為、抵当権ヲ設定シ其利子支払ニ苦メルノ状況ナルヲ以テ、一般ニ家政上之ヲ整理スルノ必要アリタルコト
 - 四. 居ハ気ヲ移スノ諺ノ如ク部落民思想改善ノ為、他ニ移転スルヲ利ナリトセルコト
 - 五. 特ニ神武御陵兆域ヲ眼下ニ見ルノ地位ニアリテ恐懼ニ堪ヘサルコト等ノ諸理由ニ基ケリ

この史料の自然な流れでは、洞部落の強制移転の根本の理由は、宮内省方面で、「同部落地域ヲ御料地ニ編入」しようとしたことにある。一から四までの、洞部落の劣悪な住環境や経済的理由などや、五の神武陵を見下ろす不都合は、あくまで付帯事項にすぎない。たしかにこの奈良県庁文書の簿冊には、諸陵寮と奈良県との移転の進行状況を伝える、往復書簡など、宮内省諸陵寮のヘゲモニーが大きい。

しかし洞部落を御料地に編入するとは、畝傍山の御料地への編入であり、神武陵の「御陵地」への編入ではない（帝室林野局『帝室林野局五十年史』1939年）。1936～38年に行なわれた、神武陵の勅使館の南側と桜川とのあいだの集落の移転時に作成された「畝傍山東北陵接続買収予定地見取図」においても、桜川の南側の洞部落跡地は「林野局」と表記される（「昭和十三年、畝傍御陵拡張用地買収一件」『奈良県庁文書』141，奈良県立奈良図書館所蔵）。そして移転事業の政策主体は帝室林野局であった（竹末勤「近代天皇制と陵墓問題」『部落問題研究』149号，1999年）。要するに、神武陵から畝傍山に向かって南西に緩やかに高くなっていった地点にある洞部落は、御料地編入により畝傍山の山腹の一部になるのである。洞部落を畝傍山に吸収することによってスラム・クリアランスをもくろむのである。

洞部落の移転は、奈良県と宮内省とのやり取りによって、神武陵と畝傍山という一体となった、畝傍山北東山麓の景観整備問題である。これがさらに大正期には、畝傍山とその山麓の景観を一体のものとして整備しようとする動向があらわれる。

興味深いのは、1916年12月23日、橿原神宮宮司桑原芳樹らが宮内大臣波多野敬直にあてた「御料山ヲ永世橿原神宮ニ御委託相成度件ニ付願」である。

畝傍山ハ橿原神宮ノ北西ヲ包ミ名山ト宗祀ト連繫シ、恰モ内外両宮ノ神路山高倉山ニ於ケルガ如ク、又春日神社ノ春日山ニ於ケルガ如シ（中略）当神宮ハ畝傍山ニ互連シ同山ト共ニ天然ノ風致ヲ保持スルニアラザレバ、靈境ノ神聖ヲ発揚スル事能ハザルモノト存候、就テハ甚恐入候へ共、皇祖ノ鎮リマス神宮ノ莊嚴ヲ保タセ給フ可キ御趣旨ヲ以テ、右全山橿原神宮ノ宮域同様保持及管理方同神宮へ御委任相成候様致度

伊勢神宮や春日神社と同様に背後の山と神社が一体となった「靈境」となるため、畝傍山の管理を橿原神宮に委託してほしいとの宮内庁への請願である。同月27日、奈良県内務部長岩田衛は、畝傍山の「風致方法其他維持経営ノ方法」について将来相当の経費がかかり責任が重いので、畝傍山の管理方法について橿原神宮が具体的なプランを提出するよう促している。結局、畝傍山の大部分が世伝御料地で付近の陵墓にもかかわる問題であるからとの理由で、畝傍山の橿原神宮への委託は却下となる（『橿原神宮史』第1，660～677頁）。

しかし洞部落の移転とほぼ同じ時期に、橿原神宮が畝傍山と一体となった景観の整備を試みていたことに留意したい。

しかもこの大正初期には、畝傍山一帯で、1915年の大正大礼と1916年の神武天皇二千五百年祭という重要なイベントがもたれる（『橿原神宮史』第1）。

1911年（明治44）に桑原芳樹宮司が赴任すると、橿原神宮の「神域の拡張、附属建造物の修築、靈境の風致等」を企画するが、この事業は翌年7月には橿原神宮講社を設立して全国的に募金をつのってゆくことになる。皇室や皇族からの下賜金のほかに、1915年から神宮規模拡張のため国費が支出される。さらに大正の大典記念事業とあいまって、神門および透塀、鳥居新

築および参道改築のため、字畝傍・久米・四条の10家の家屋が撤去される（第1次拡張工事）。これも洞部落移転に先行する一般村の移転の事例である（『橿原神宮規模拡張事業竣成概要報告』1926年。および「大正四年、橿原神宮拡張工事雑件」『奈良県庁文書』大4-2B-16）⁽⁹⁾。

また1916年4月3日の神武天皇二千五百年祭では、明治天皇・皇后は、神武陵での親祭の後、橿原神宮に参拝している。神武陵と橿原神宮での儀式が一連の過程となっている。

明治中期の畝傍山麓の人家の移転と景観整備において、畝傍山北東麓の神武陵の兆域と参道の整備事業が先行していた原因の一つとして、1890年に創建された橿原神宮の社会的定着が十分でなかったことが考えられる。いわば明治中期までは、畝傍山の聖域は、神武陵－洞部落－畝傍山を結ぶ畝傍山北東麓の一体だけであった。

景観面からいっても、1895年7月9日に神武陵を拝した竹田友文は、「陵ノ修造大イニ整備シ草樹弥々栄エ」とのに比して、橿原神宮は「古樹ナキユヘ只白々タルノミ」との感想を漏らす（『橿原神宮史』巻1，298頁）。

しかしそれ以後、官幣大社だけでも、1894年に桓武天皇を祀る平安神宮が、1901年には後醍醐天皇を祀る吉野神宮が、内国植民地の北海道には1899年札幌神社が昇格、そして1900年には台湾神社、1910年には樺太神社などが創建される。近代の創建神社の政策的重視と、その社会的認知である。

それと同時に畝傍山山麓でも、橿原神社が参拝の場となり、神武陵は神厳な場として、役割分担し定着してゆくことになる。

たとえば1909年（明治42）の神武天皇祭の『大阪朝日新聞』の記事は、「三日午前九時より畝火山陵に於て神武天皇祭執行、園池掌典勅使として参向し、五十三連隊第五中隊は儀仗を命ぜられ（中略）尚橿原神宮にても例祭を執行し参拝者多かりき」（同年4月4日）と伝え、儀式の場としての神武天皇陵、それに対して参拝の場としての橿原神宮が定置されている。

翌年の神武天皇祭前後の記事では、

官幣大社橿原神宮にては、例年の如く御鎮座記念祭を、二日早朝より宮司以下神職一同厳肅に式を行へり、三日の御陵祭は午前九時より行はるべく、四日は橿原神宮に於て後宴祭を執行す、当日余興として地方有志の寄附、煙火、郡山狂言社の能狂言等あり、境内の彼岸桜も目下見頃なり（『大阪朝日新聞』1910年4月3日）

とあり、桜爛漫の橿原神宮の社頭で、花火や能狂言などが修される。

ここに神厳な神武陵、参拝の場としての橿原神宮を含み込む、畝傍山東麓全体の神苑化が具体化する段階がやって来る。

そして第2次拡張事業においては、神宮前東方の家屋を移転させ、4万坪をこえる畝傍公園の設置をもって、1926年3月に竣成する（『橿原神宮規模拡張事業竣成概要報告』1926年）。

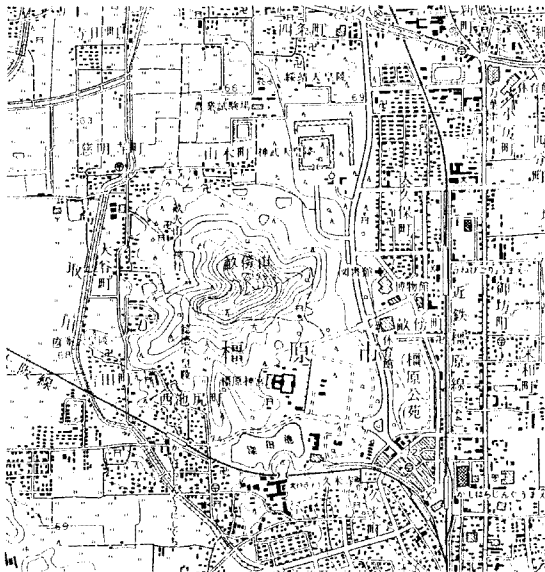
むすびにかえて — 紀元二千六百年事業と神武天皇聖蹟調査

1935年10月に内閣に紀元二千六百年祝典準備委員会が設置される。翌年には紀元二千六百年祝典評議委員会が、記念事業として①橿原神宮境域および畝傍山東北陵参道の拡張整備、②神武天皇聖蹟の調査保存顕彰、③御陵参拝道路の改良、④日本万国博覧会の開催、⑤国史館の建設、⑥日本文化大観の編纂出版、といった計画を立てる。そして1938年から始まった、神武天皇聖蹟調査では、「古事記」、「日本書紀」の記載に基づき、福岡の遠賀、奈良の鳥見山・菟田、和歌山の竈山・新宮など、7府県19か所の聖蹟が顕彰され、良質の花崗岩の記念碑が建てられた（文部省「神武天皇聖蹟調査報告」1942年）。

しかし、橿原宮については、すでに「国家的に確認された」ものとして聖蹟の決定も顕彰施設も実施されなかった。それだけ幕末以来の畝傍山・神武天皇陵・橿原神宮の三位一体の神武天皇「聖蹟」化が既成事実となっていたのである。

その前提の上で橿原宮の神武天皇「聖蹟」についてのべる。紀元二千六百年事業にかかわって、1938年から40年までの間に、新たに明治神宮に於いて外苑約4万坪が新設され、畝傍山麓の神武・綏靖陵から橿原神宮に至る神苑は約12万坪に拡張されることになった（鈴木良編『奈良県の百年』1985年、山川出版社）。さらに明治神宮外苑のメモリアルパークに於いて、橿原神宮においても外苑運動場・大和国史館・外苑野外公堂・八紘寮・橿原文庫といった諸施設が、勤労奉仕によって建設された。

図7. 「紀元2600年事業」をへた、1999年（平成11）の現況



さらに1939年に古くから地主神を祭る畝傍山山上の畝傍山口神社が西麓に移築された（鈴木良「建国の聖地」の祝典と統合」、文化評論編集部編『天皇制を問う』1986年、新日本出版社）。

また畝傍山口神社の移転とセットで、神武陵の南東に隣接する勅使館の南側の字大久保の宅地9軒が、奈良県と宮内省の両方の費用で買い上げられている（奈良県庁文書、昭和11年141）。ここでは、各家の「移転物件申告書」が「官幣大社橿原神宮敷地設置予定区域内ニ於ケル移転物件」の雛形の用紙に書き込まれてい

るように、畝傍山麓全体が、紀元二千六百年事業における景観問題であったのだ。

そして橿原神宮境域・神武陵参道の拡張のなかで、田畑・山林や墓地のほか、畝傍・久米・大久保の一般村の民家194戸および拡張区域外の46戸、あわせて240戸が、神武「聖蹟」の景観づくりのなかで移転させられたのである（『紀元二千六百年祝典記録』7冊）。これは1899年の民家の移転に続く、一般村の民家移転の大規模な事例であり、洞部落の移転問題が、部落問題に特化できないことが証明される。

幕末以来の畝傍山・神武天皇陵・橿原神宮を三位一体の景観とする神武天皇「聖蹟」づくりは、「紀元二千六百年事業」（1940年）をもって完成を迎え、数年後に敗戦を迎えるのである（図7）。

- (1) 「明治参拾貳年、神武御陵取括用地買収一件書類」（『奈良県庁文書』奈良国立文化財研究所所蔵、288.46-9-1）のなかに、1917年の被差別部落である洞部落の移転に先行し、すでに1901年に一般村である字大久保の民家が強制移転させられている史実を、1998年11月の奈良国立文化財研究所における私の独自の調査で発見した。さらに最も早くは、1890年3月に神武陵東南の岩井徳三郎（字大久保）の宅地29歩が買上げられている（「明治二十四年、御陵墓地買収一件」『奈良県庁文書』明24-2B-7、奈良県立図書館所蔵）。畝傍山山麓の民家の移転問題を、部落問題に特化できないという論点は、私のオリジナルである。この点、1999年3月20日の近代文化財問題研究会の竹末勤の報告「宮内省陵墓専管体制の成立と神武陵の拡張」（「近代天皇制と陵墓問題」『部落問題研究』1999年12月号の原案）に対しても、洞部落に先行する1901年の字大久保の民家6戸の買収、移転問題こそが、「明治参拾貳年、神武御陵取括用地買収一件書類」の最大の史料上の意義である旨を、私が指摘した。
- (2) 『紀元二千六百年祝典記録』7冊所収の「橿奈第三図、橿原神宮境域、畝傍山東北陵参道拡張整備事業竣成図」でも、畝傍山東麓においては、北の綏靖天皇陵から神武天皇陵をへて桜川橋に至るまでを「陵域拡張区域」とし、桜川橋から橿原神宮をへて南側の（吉野-大阪を結ぶ）大阪鉄道までを「境域拡張区域」と明示される。
- (3) 羽中田岳夫「江戸時代における天皇陵と幕府・民衆」（前掲『「陵墓」からみた日本史』）では、神武天皇を始祖とする水戸学の主張が、嘉永期以降になって幕府も認めざるをえなくなると論じる。
- (4) 飛鳥井雅道「近代天皇像の展開」岩波講座『日本通史』第17巻、1994年。藤田覚『幕末の天皇』1994年、講談社。
- (5) 『奈良県庁文書』明13-1C-1、奈良県立奈良図書館所蔵。この点、茂木雅博『天皇陵の研究』（1990年、同成社）が指摘する。
- (6) 「明治三十五年、十一月七日、西内成郷宮司誹謗一件弁駁書」（橿原神宮関係文書161-12、近20-1、天理大学図書館所蔵）は、奥野陣七が広瀬神社兼橿原神宮宮司の西内成郷を誹謗したものであるが、結果は、高田区裁判所より、「西内成郷ニ係ル標柱取戻事件ニ付強制執行」をうけ、奥野は35円2銭5厘が支払えず、「家資分散者」を宣告されている。

この史料に西内成郷の明治初年よりの橿原宮趾顕彰の軌跡が記される。新出史料のため長い引

用をする。

(前略) 明治九年二月ヨリ専ラ調査ニ従事セシモノニシテ、明治十一年九月ニ実地ノ調査ヲ了ヘ此上民間ニテハ充分ノ調査出来ザルニ付、俸給ニ不拘地租改正掛(名所調)等ノ役人トナリ、明治十一年十月ヨリ明治十六年二月迄、堺県及大坂府ニ勤務続シ、地方官及地方学者ニ就テ充分ノ研究シテ大阪府属ヲ辞シ、決心シテ茲ニ於テ大阪府知事ヘ建言書ヲ出シ、其後屢々書面ノ訂正ヲ為シ、遂ニ其建言ニ関スル事ハ奈良県再地(置)ノ際、一件書類引継キニ相成居レリ、尚一方面ニハ内閣総理大臣兼宮内大臣伊藤博文公ヘ該建言書ヲ捧呈シ、御陵守長トナリテ香川諸陵頭ヘ御陵ノ事ト合併シテ建言シ屢々上京シテ吉井宮内次官、西四辻侍従、品川御陵局長、丸山図書助、其他佐野顧問官、井上頼國翁、為ニ誠心誠意皇室ノ為メ、国家ノ為メ、千辛万苦内議ノ末、内議ノ次第モ有之、議員ノ肩書ヲ付シ、明治二十一年最後ノ建言書ヲ改メテ奉呈シ、其後又屢々上京土方宮内大臣、吉井次官、西四辻侍従、品川御料局長、丸山図書助、桜井地理局長等ニ面会シ、皇統連綿タル大日本皇祖神武天皇橿原御宮址御決定ナキハ外人ヘ対シテモ愧ヌベキノ甚シキモノナリトテ大ニ迫リ、其筋ニ於テモ畝傍山東南ノ橿原ト葛上郡ノ柏原ト豊浦ノ甘樫ノ宮ト三説アリシヲ充分御詮議被為在、且ツ吉井宮内次官、丸山図書助並ニ実地ノ檢分ヲ命セラレ又西四辻侍従ニモ時ニ実地檢分ニ差シ遣ハサレ、詳細取調ノ結局成郷建言ノ通り御採用相成リ(後略)。

西内の明治十年代における伊藤博文や宮内省関係者への働きかけが詳細に記される。

- (7) 増田惣次郎は別の文書では、字久米の住人となっている。
- (8) この史料は、竹末勲「日本近代史研究における洞部落移転問題の位置」(『部落問題研究』143, 1998年)に教えられた。
- (9) 1917年(大正6)4月には、橿原神宮勅使館、社務所が完成し、1922年(大正11)3月5日には、衆議院に八木逸郎ほか5名より「橿原神宮第二回宮域拡張及建物修築ニ関スル建議案」がだされ、伊勢神宮、明治神宮に匹敵する、国家的な規模での宮域拡張を訴える。議会での高草美代蔵の発言で、興味深いのは、字畝傍の村落の歌舞・管弦の音が、神宮に聞こえ森厳を欠く不都合の指摘で、これは字畝傍全体の移転を示唆するものである。さらに大阪や奈良からの鉄道の敷設計画と参拝者の増加への対応を訴え、1914年には6万人だった参拝者が、1921年には80万人をこえる実態を示す(『帝國議會衆議院議事速記録』41)。